

大阪市の給与・定員管理等について（平成31年度）

一般職の職員の給与は、基本給としての給料と扶養手当や通勤手当などの諸手当で構成されており、大阪市内の民間事業所の給与との比較を基に行う人事委員会の給与報告・勧告に基づいて、条例で定められています。

また、市長や市議員などの特別職の給料・報酬については、学識経験者などによって構成される特別職報酬等審議会の答申に基づいて条例で定められています。

【様式中の文言説明】

普通会計 ... 総務省の地方財政決算統計上における会計区分であり、公営事業会計以外のすべての会計

公営事業会計 ... 公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計等の事業会計、その他地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業にかかる会計

職種の区分 ... 下記のとおり、国の区分に従っています。

- ・ 特別職 —— 市長、副市長、教育長、常勤監査委員、特別職の秘書、市議員、各種委員会等の委員等、地方公営企業の管理者
- ・ 一般職
 - 一般行政職 ... 一般行政に従事する事務・技術職員
 - 技能労務職 ... ごみの収集、公園・道路・施設の維持管理業務、学校の環境整備業務、給食調理業務等の作業に従事する職員
 - 高等（特殊・専修・各種）学校教育職
 - 小・中学校教育職
 - 幼稚園教育職
 - 税務職、福祉職、消防職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、研究職、企業職等

【お問合せ先】

お問合せ先は公表内容ごとに異なります。

公表内容	担当名	電話番号
1（総括）～5（特別職の報酬等の状況）について	人事室給与課（給与グループ）	06-6208-7526
6（職員数の状況）について	人事室人事課（人事グループ）	06-6208-7431
7（水道事業（工業用水道事業を含む））について	水道局総務部職員課	06-6616-5440

目 次

1 総括	3
(1) 人件費の状況 (普通会計決算)	3
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)	3
(3) ラスパイレス指数の状況	3
(4) 給与改定の状況	4
(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について	5
(6) 給料等の減額措置について	6
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況	7
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年 4 月 1 日現在)	7
(2) 職員の初任給 (給料月額) の状況 (平成31年 4 月 1 日現在)	9
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成31年 4 月 1 日現在)	10
3 一般行政職の級別職員数等の状況	11
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成31年 4 月 1 日現在)	11
(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (平成31年 4 月 1 日現在)	12
(3) 昇給への人事評価の活用状況	13
4 職員の手当の状況	14
(1) 期末手当・勤勉手当	14
(2) 退職手当 (平成31年 4 月 1 日現在)	17
(3) 地域手当 (平成31年 4 月 1 日現在)	17
(4) 特殊勤務手当 (平成31年 4 月 1 日現在)	17
(5) 時間外勤務手当	20
(6) その他の手当 (平成31年 4 月 1 日現在)	20
5 特別職の報酬等の状況 (平成31年 4 月 1 日現在)	24
6 職員数の状況	25
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由	25
(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年 4 月 1 日現在)	26
(3) 職員数の推移	26
7 公営企業職員の状況	27
(1) 水道事業 (工業用水道事業を含む)	27

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

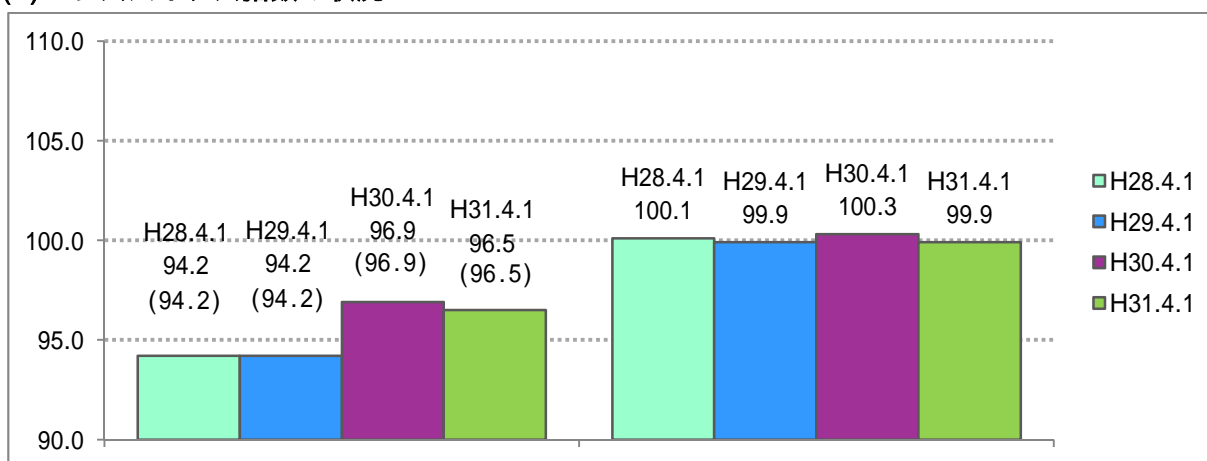
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成29年度の 人件費率
平成30年度	人 2,714,484	千円 1,758,571,784	千円 429,453	千円 304,459,745	% 17.31	% 17.40

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 政令指定 都市平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 31,975	千円 123,950,408	千円 42,240,345	千円 57,427,801	千円 223,618,554	千円 6,994	千円 6,995

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 政令指定都市平均は、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

平成31年4月1日のラスパイレス指数が、3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由

給料月額の減額措置について、対象者を全職員から局部長級職員に変更したこと等によりラスパイレス指数が上昇している。
 (H27.4 ~ H30.3 減額率：6.5~1.5%、対象者：全職員)
 (H30.4 ~ R3.3 減額率：6.5~4.5%、対象者：局部長級職員)

(4) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成31年度	円 397,719	円 396,380	円 1,339 (0.34%)	% 0.34	% 0.34	% 0.09
		円 395,737	円 1,982 (0.50%)			

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

2 「公務員給与」、「較差」において、上段は給料月額及び管理職手当減額前の水準における給与・較差であり、下段は給料月額及び管理職手当減額後の水準での給与・較差をそれぞれ表しています。

特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成31年度	月 4.49	月 4.45	月 0.04	月 0.05	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

給料表の見直し

実施内容等（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

- 行政職給料表
（実施時期）平成28年4月1日
（内容）
 - ・平均0.89%の引下げ（行政職給料表）。初任層据置き～最大マイナス1.1%。
 - ・一部の級について号給の増設及びカット。
 - ・給与制度改革（平成24年8月実施）による経過措置適用者等についても同様に改定。
- その他の給料表
 - ・行政職給料表との均衡を基本として改定。
 - ・医師に適用する医療職給料表(1)については人材確保の観点から据置き。
 - ・高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表については、大阪府に準じて実施（平成27年4月1日）。

地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

- 行政職給料表適用者
（支給割合）平成28年度の国基準16%に対し、大阪市においても16%を支給。
（実施時期）平成28年4月1日より実施。
- その他の給料表適用者
 - ・行政職給料表適用者との均衡を基本として改定。
 - ・幼稚園教育職給料表、高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表適用者については、今後の大阪府との均衡を考慮しながら検討。

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合
		4月1日 時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%
大阪市の支給割合	15%	15%	15%	16%	16%	16%	16%

その他の見直し内容

- 行政職給料表適用者
（実施時期）平成28年4月1日（平成27年度公民較差にかかる給与改定の後に実施）
（内容）
 - (1)管理職手当の引下げ
 - ・補職に応じて1,000円～2,000円の引下げ。
 - (2)国の改定内容に準じた改定
 - ・単身赴任手当の引上げ。
 - ・管理職員特別勤務手当の対象範囲を拡充。
 - ・退職手当の調整月額引上げ。
- その他の給料表適用者
 - ・行政職給料表適用者との均衡を基本として改定。

(6) 給料等の減額措置について

本市が直面している厳しい財政状況に対応するため、次のとおり減額措置を行っています。

一般職の給料等の減額措置

期間：平成30年4月～令和3年3月

ア 給料の減額（部長級以上）

給料表		減額率
指定職	公募区長	6.5%
行政職	8級（局長級）	6.5%
	7級（部長級）	4.5%

行政職給料表以外の給料表適用者（医師、歯科医師は除く）についても、同様の減額措置を行っています。
再任用職員は部長級以上において2.5%の減額措置を行っています。

イ 管理職手当の減額 5%（部長級以上）

市長等特別職の給料等の減額措置

ア 給料の減額

期間：平成28年1月～当分の間（教育長については平成28年4月から）

	減額率	給料月額		
		減額後	減額前	差引
市長	40%	100.1万円	166.9万円	66.8万円
副市長	14%	94.3万円	109.6万円	15.3万円
教育長	10%	81.6万円	90.7万円	9.1万円
常勤監査（代表）	10%	75.1万円	83.4万円	8.3万円
特別職の秘書	11.5%	34.8万円	39.3万円	4.5万円

表記上、千円未満を四捨五入しています。

市長について、令和元年7月1日から減額措置を実施。（令和元年7月～12月の減額率は60%）

イ 退職手当の減額

期間：平成24年4月～当分の間（教育長については平成28年4月から）

	減額率
副市長	50%
教育長	
常勤監査（代表）	
特別職の秘書	5%

ウ 報酬の減額

期間：平成27年4月30日～令和3年3月31日

	減額率	報酬月額		
		減額後	減額前	差引
議長	12%	95万円	108万円	13万円
副議長		84.4万円	96万円	11.6万円
議員		77.4万円	88万円	10.6万円

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在） 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大阪市	43.4 歳	316,000 円	453,951 円	393,573 円
大阪府	42.3 歳	320,485 円	431,863 円	376,449 円
国	43.4 歳	329,433 円	-	411,123 円
政令指定都市	41.8 歳	319,895 円	436,783 円	379,775 円

技能労務職

区分	公務員						
	平均年齢	職員数	平均勤続年数	平均経験年数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
大阪市	50.8 歳	4,715 人	25.3 年	32.3 年	282,600 円	371,831 円	347,503 円
うち清掃職員	51.7 歳	1,523 人	23.8 年	33.4 年	282,300 円	380,977 円	347,623 円
うち学校給食調理員	52.5 歳	460 人	31.3 年	33.4 年	273,100 円	336,475 円	328,586 円
うち学校管理作業員	50.8 歳	717 人	32.8 年	34.6 年	276,900 円	350,564 円	340,850 円
大阪府	53.3 歳	478 人			315,757 円	392,585 円	364,943 円
国	50.9 歳	2,431 人			287,312 円		329,380 円
政令指定都市	50.2 歳	1,035 人			319,806 円	410,639 円	375,356 円

(民間との比較)

大阪市の職種の職種	民間						参考
	対応する民間の類似職種	民間データの区分	平均年齢	平均勤続年数	平均経験年数	平均給与月額 (B)	A/B
清掃職員	廃棄物処理業 従業員	賃金センサスデータ (全国平均)	45.9 歳	10.2 年		296,600 円	1.28
		年齢・勤続年数補正 (全国平均)	51.7 歳	23.8 年		379,300 円	1.00
学校給食調理員	調理士	賃金センサスデータ (府内平均)	42.2 歳	9.0 年		280,700 円	1.20
		年齢・経験年数補正 (全国平均)	52.5 歳		15年以上	302,900 円	1.11
学校管理作業員	用務員	賃金センサスデータ (全国平均)	55.6 歳	9.7 年		211,600 円	1.66
		年齢・経験年数補正 (全国平均)	50.8 歳		15年以上	285,700 円	1.23

大阪市の職種の職種	民間		参考 年収ベース(試算値)の比較		
	対応する民間の類似職種	民間データの区分	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
清掃職員	廃棄物処理業 従業員	賃金センサスデータ (全国平均)	6,106,124 円	4,102,900 円	1.49
		年齢・勤続年数補正 (全国平均)		5,545,500 円	1.10
学校給食調理員	調理士	賃金センサスデータ (府内平均)	5,464,800 円	3,750,600 円	1.46
		年齢・経験年数補正 (全国平均)		4,175,300 円	1.31
学校管理作業員	用務員	賃金センサスデータ (全国平均)	5,717,368 円	2,883,400 円	1.98
		年齢・経験年数補正 (全国平均)		4,038,400 円	1.42

民間データは、賃金構造基本統計調査（以下、賃金センサス）において公表されているデータを使用しています。（平成28～30年の3ヶ年平均）

「民間データの区分」は、総務省が賃金センサスを基礎として算出した数値です。

「民間データの区分」は、平均勤続年数等が大阪市職員の数値と大きく異なったものであることから、本市独自に賃金センサスを精査し、統計値を補完するための比例計算等を活用し、平均勤続年数等を合わせた数値です。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大阪市	46.8 歳	369,900 円	466,263 円
大阪府	41.8 歳	352,496 円	431,085 円
政令指定都市	44.8 歳	371,129 円	454,455 円

小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大阪市	40.5 歳	333,400 円	418,800 円
大阪府	38.5 歳	335,755 円	408,063 円
政令指定都市	41.3 歳	347,616 円	417,661 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
- 3 「平均勤続年数」とは、採用後、引き続いて勤務している年数の平均です。
- 4 「平均経験年数」とは、採用後、引き続いて勤務している年数のほか、採用前に民間企業等における在職期間がある場合は、その年数を換算して加えた年数の平均です。

(2) 職員の初任給（給料月額）の状況（平成31年4月1日現在）

区分		大阪市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	168,100 円	182,800 円	【総合職】 185,200 円 【一般職】 180,700 円
	大学卒 （暫定措置後）	176,800 円		
	高校卒	145,200 円	148,500 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	144,100 円	153,267 円	146,000 円
小・中学校教育職	大学卒	194,400 円	204,100 円	
	大学卒 （暫定措置後）	218,000 円		
	短大卒	173,000 円	181,700 円	
	短大卒 （暫定措置後）	197,500 円		
高等学校教育職	大学卒	194,400 円	204,100 円	
	大学卒 （暫定措置後）	218,200 円		
幼稚園教育職	大学卒	190,700 円		
	短大卒	169,200 円		

- (注) 1 一般行政職の大学卒事務・技術・福祉職員及び社会人経験採用の福祉職員については、「大学卒（暫定措置後）」欄の初任給となります。
- 2 技能労務職の初任給については、職種により異なるため、職種別の初任給の平均額を記載しています。
- 3 小・中学校教育職の大学卒者については、「大学卒（暫定措置後）」、短大卒者については、「短大卒（暫定措置後）」欄の初任給となります。
- 4 高等学校教育職の大学卒者については、「大学卒（暫定措置後）」欄の初任給となります。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区分		経験年数			
		5年	10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	213,800円	253,600円	292,300円	346,400円
	高校卒	166,600円	210,700円	269,000円	299,900円
技能労務職	高校卒	-	-	220,600円	252,300円
	中学卒	-	-	-	236,600円
小・中学校教育職	大学卒	249,700円	295,500円	343,100円	373,600円
	短大卒	222,900円	276,100円	320,200円	345,700円
高等学校教育職	大学卒	258,400円	321,800円	367,200円	393,500円
幼稚園教育職	大学卒	226,500円	265,100円	320,400円	-
	短大卒	-	-	-	368,700円

区分		経験年数		
		25年	30年	35年
一般行政職	大学卒	380,400円	417,600円	434,900円
	高校卒	331,600円	349,000円	376,800円
技能労務職	高校卒	273,500円	292,700円	307,500円
	中学卒	255,700円	274,000円	290,600円
小・中学校教育職	大学卒	399,300円	410,800円	419,500円
	短大卒	373,500円	398,100円	408,700円
高等学校教育職	大学卒	419,300円	425,300円	419,900円
幼稚園教育職	大学卒	-	-	-
	短大卒	385,900円	-	-

(注) 1 平均給料月額には給料の調整額・教職調整額を含みます。

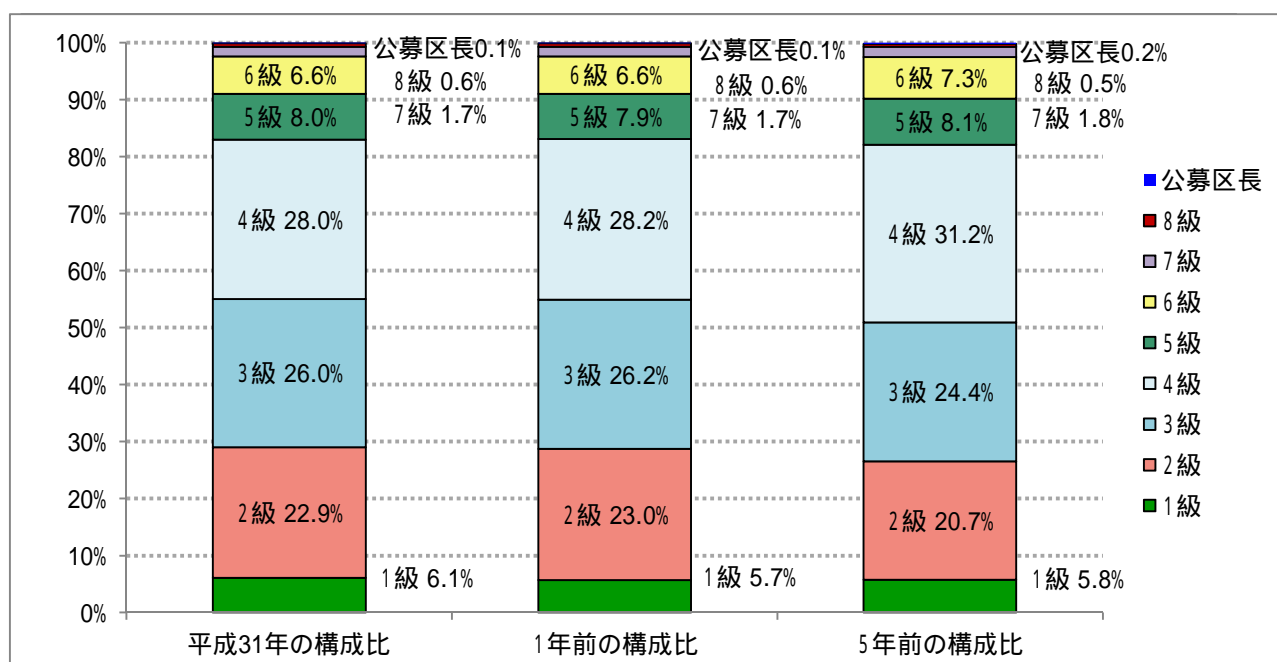
2 「-」としている箇所については、平成31年4月1日現在の職員数が3人以下の為記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

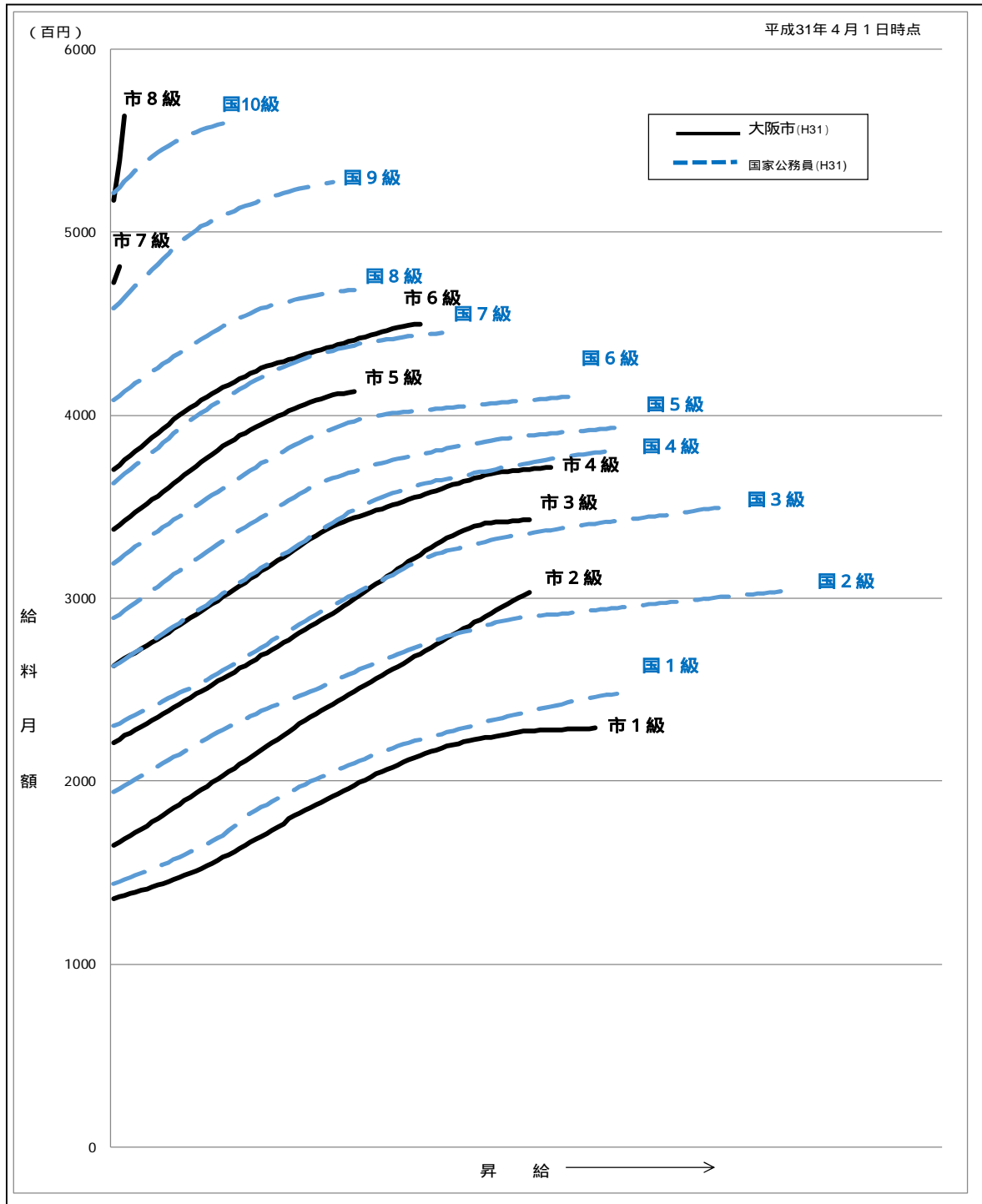
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号級の給料月額
-	公募区長	15人	0.1%	705,800円	769,300円
8級	局長	56人	0.6%	517,600円	563,500円
7級	部長	174人	1.7%	472,500円	481,000円
6級	課長	675人	6.6%	370,400円	449,800円
5級	課長代理	812人	8.0%	337,900円	412,800円
4級	係長	2,856人	28.0%	263,200円	371,400円
3級	主務	2,654人	26.0%	221,100円	342,900円
2級	高度業務の係員	2,338人	22.9%	164,700円	303,200円
1級	係員	626人	6.1%	135,900円	228,800円
総計		10,206人	100.0%	-	-

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大阪市）

平成31年4月2日から令和2年4月1日まで における運用	特定管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区 分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区 分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

一般行政職（市長部局・学校園）

評価区分 職員区分	第1区分 (5%)	第2区分 (20%)	第3区分 (60%)	第4区分 (10%)	第5区分 (5%)
課長級（6級）	8号給 (2号給)	6号給 (1号給)	4号給 (0号給)	2号給 (0号給)	0号給 (0号給)
課長代理級（5級）・係長級 （4級）・係員（3級）	6号給 (1号給)	5号給 (1号給)	4号給 (0号給)	2号給 (0号給)	0号給 (0号給)
係員（2級）	5号給 (1号給)	5号給 (1号給)	4号給 (0号給)	2号給 (0号給)	0号給 (0号給)
係員（1級）	5号給 (1号給)	5号給 (1号給)	4号給 (0号給)	3号給 (0号給)	2号給 (0号給)

係員（1級）の第4、第5区分：懲戒処分又は欠勤がある場合は係員（2級）と同様の昇給号給数となります。

（注）1 （ ）内は55歳以上の職員の昇給号給数です。

2 課長代理級以下で54歳以下：第4、第5区分になった職員のうち、その職員の絶対評価点数が基準を超える場合は、1号給加算されます。（懲戒処分又は欠勤がある場合は除く）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大阪市		大阪府		国	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,732 千円		1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,747 千円			
特定 職員 管理	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.20 月分 勤勉手当 2.25 月分 （1.25）月分（1.10）月分	特定 職員 管理	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.20 月分 勤勉手当 2.25 月分 （1.25）月分（1.10）月分	特定 職員 管理	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.20 月分 勤勉手当 2.25 月分 （1.25）月分（1.10）月分
一 般 職員	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.45）月分（0.90）月分	一 般 職員	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.45）月分（0.90）月分	一 般 職員	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.45）月分（0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 63,000～140,000円 (46,000～105,000円)		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合及び管理職加算額です。

勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大阪市）

令和元年度中における運用	特定管理職員		一般職員	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
イ．人事評価を活用している				
活用している成績率				
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

勤勉手当の支給割合については下記のとおり勤務成績を反映したものとしています。

(単位：月分)

補職	評価区分	支給割合							
		市長部局				学校園			
		平成30年		平成31年		平成30年		平成31年	
		6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
公募区長	第1区分 (5%)	1.365	1.433	1.399	1.469	-	-	-	-
	第2区分 (20%)	1.135	1.193	1.164	1.223	-	-	-	-
	第3区分 (60%)	0.905	0.953	0.929	0.977	-	-	-	-
	第4区分 (10%)	0.782	0.824	0.803	0.844	-	-	-	-
	第5区分 (5%)	0.670	0.706	0.688	0.724	-	-	-	-
局長級	第1区分 (5%)	1.633 (0.607)	1.698 (0.665)	1.653 (0.636)	1.722 (0.636)	-	-	-	-
	第2区分 (20%)	1.349 (0.566)	1.406 (0.620)	1.371 (0.593)	1.430 (0.593)	-	-	-	-
	第3区分 (60%)	1.065 (0.525)	1.114 (0.575)	1.089 (0.550)	1.138 (0.550)	-	-	-	-
	第4区分 (10%)	0.938 (0.461)	0.981 (0.505)	0.959 (0.483)	1.002 (0.483)	-	-	-	-
	第5区分 (5%)	0.822 (0.403)	0.860 (0.441)	0.840 (0.422)	0.878 (0.422)	-	-	-	-
部長級	第1区分 (5%)	1.599 (0.607)	1.664 (0.665)	1.619 (0.636)	1.688 (0.636)	-	-	-	-
	第2区分 (20%)	1.335 (0.566)	1.392 (0.620)	1.357 (0.593)	1.416 (0.593)	-	-	-	-
	第3区分 (60%)	1.071 (0.525)	1.120 (0.575)	1.095 (0.550)	1.144 (0.550)	-	-	-	-
	第4区分 (10%)	0.944 (0.461)	0.987 (0.505)	0.965 (0.483)	1.008 (0.483)	-	-	-	-
	第5区分 (5%)	0.828 (0.403)	0.866 (0.441)	0.846 (0.422)	0.884 (0.422)	-	-	-	-
課長級	第1区分 (5%)	1.502 (0.607)	1.562 (0.665)	1.517 (0.636)	1.579 (0.636)	-	-	-	-
	第2区分 (20%)	1.295 (0.566)	1.350 (0.620)	1.315 (0.593)	1.371 (0.593)	-	-	-	-
	第3区分 (60%)	1.088 (0.525)	1.138 (0.575)	1.113 (0.550)	1.163 (0.550)	-	-	-	-
	第4区分 (10%)	0.961 (0.461)	1.005 (0.505)	0.983 (0.483)	1.027 (0.483)	-	-	-	-
	第5区分 (5%)	0.845 (0.403)	0.884 (0.441)	0.864 (0.422)	0.903 (0.422)	-	-	-	-

(単位：月分)

補職	評価区分	支給割合							
		市長部局				学校園			
		平成30年		平成31年		平成30年		平成31年	
		6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
課長代理級	第1区分 (5%)	1.044 (0.453)	1.104 (0.505)	1.077 (0.478)	1.131 (0.478)	1.026 (0.453)	1.080 (0.505)	1.053 (0.478)	1.113 (0.478)
	第2区分 (20%)	0.987 (0.439)	1.043 (0.490)	1.017 (0.464)	1.069 (0.464)	0.975 (0.439)	1.027 (0.490)	1.001 (0.464)	1.057 (0.464)
	第3区分 (60%)	0.915 (0.425)	0.966 (0.475)	0.941 (0.450)	0.991 (0.450)	0.912 (0.425)	0.962 (0.475)	0.937 (0.450)	0.988 (0.450)
	第4区分 (10%)	0.859 (0.404)	0.906 (0.452)	0.883 (0.428)	0.930 (0.428)	0.859 (0.404)	0.906 (0.452)	0.883 (0.428)	0.930 (0.428)
	第5区分 (5%)	0.817 (0.383)	0.862 (0.428)	0.840 (0.405)	0.884 (0.405)	0.817 (0.383)	0.862 (0.428)	0.840 (0.405)	0.884 (0.405)
係長級	第1区分 (5%)	1.044 (0.453)	1.104 (0.505)	1.077 (0.478)	1.131 (0.478)	1.026 (0.453)	1.080 (0.505)	1.053 (0.478)	1.113 (0.478)
	第2区分 (20%)	0.987 (0.439)	1.043 (0.490)	1.017 (0.464)	1.069 (0.464)	0.975 (0.439)	1.027 (0.490)	1.001 (0.464)	1.057 (0.464)
	第3区分 (60%)	0.915 (0.425)	0.966 (0.475)	0.941 (0.450)	0.991 (0.450)	0.912 (0.425)	0.962 (0.475)	0.937 (0.450)	0.988 (0.450)
	第4区分 (10%)	0.859 (0.404)	0.906 (0.452)	0.883 (0.428)	0.930 (0.428)	0.859 (0.404)	0.906 (0.452)	0.883 (0.428)	0.930 (0.428)
	第5区分 (5%)	0.817 (0.383)	0.862 (0.428)	0.840 (0.405)	0.884 (0.405)	0.817 (0.383)	0.862 (0.428)	0.840 (0.405)	0.884 (0.405)
(3級係員 相当)	第1区分 (5%)	1.044 (0.453)	1.104 (0.505)	1.077 (0.478)	1.131 (0.478)	1.026 (0.453)	1.080 (0.505)	1.053 (0.478)	1.113 (0.478)
	第2区分 (20%)	0.987 (0.439)	1.043 (0.490)	1.017 (0.464)	1.069 (0.464)	0.975 (0.439)	1.027 (0.490)	1.001 (0.464)	1.057 (0.464)
	第3区分 (60%)	0.915 (0.425)	0.966 (0.475)	0.941 (0.450)	0.991 (0.450)	0.912 (0.425)	0.962 (0.475)	0.937 (0.450)	0.988 (0.450)
	第4区分 (10%)	0.859 (0.404)	0.906 (0.452)	0.883 (0.428)	0.930 (0.428)	0.859 (0.404)	0.906 (0.452)	0.883 (0.428)	0.930 (0.428)
	第5区分 (5%)	0.817 (0.383)	0.862 (0.428)	0.840 (0.405)	0.884 (0.405)	0.817 (0.383)	0.862 (0.428)	0.840 (0.405)	0.884 (0.405)
(2級係員 相当)	第1区分 (5%)	1.044 (0.453)	1.104 (0.505)	1.077 (0.478)	1.131 (0.478)	1.026 (0.453)	1.080 (0.505)	1.053 (0.478)	1.113 (0.478)
	第2区分 (20%)	0.987 (0.439)	1.043 (0.490)	1.017 (0.464)	1.069 (0.464)	0.975 (0.439)	1.027 (0.490)	1.001 (0.464)	1.057 (0.464)
	第3区分 (60%)	0.915 (0.425)	0.966 (0.475)	0.941 (0.450)	0.991 (0.450)	0.912 (0.425)	0.962 (0.475)	0.937 (0.450)	0.988 (0.450)
	第4区分 (10%)	0.859 (0.404)	0.906 (0.452)	0.883 (0.428)	0.930 (0.428)	0.859 (0.404)	0.906 (0.452)	0.883 (0.428)	0.930 (0.428)
	第5区分 (5%)	0.817 (0.383)	0.862 (0.428)	0.840 (0.405)	0.884 (0.405)	0.817 (0.383)	0.862 (0.428)	0.840 (0.405)	0.884 (0.405)
(1級係員 相当)	第1区分 (5%)	1.044 (0.453)	1.104 (0.505)	1.077 (0.478)	1.131 (0.478)	1.026 (0.453)	1.080 (0.505)	1.053 (0.478)	1.113 (0.478)
	第2区分 (20%)	0.987 (0.439)	1.043 (0.490)	1.017 (0.464)	1.069 (0.464)	0.975 (0.439)	1.027 (0.490)	1.001 (0.464)	1.057 (0.464)
	第3区分 (60%)	0.915 (0.425)	0.966 (0.475)	0.941 (0.450)	0.991 (0.450)	0.912 (0.425)	0.962 (0.475)	0.937 (0.450)	0.988 (0.450)
	第4区分 (10%)	0.859 (0.404)	0.906 (0.452)	0.883 (0.428)	0.930 (0.428)	0.859 (0.404)	0.906 (0.452)	0.883 (0.428)	0.930 (0.428)
	第5区分 (5%)	0.817 (0.383)	0.862 (0.428)	0.840 (0.405)	0.884 (0.405)	0.817 (0.383)	0.862 (0.428)	0.840 (0.405)	0.884 (0.405)

(注) ()内の月数は、再任用職員の支給月数です。

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

大阪市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	44.7795 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置等 (2%～20%加算 5%～50%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,784 千円	20,253 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			21,538,844 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			600,085 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
大阪市内他	16 %	35,893 人	16 %
東京都の特別区	20 %	18 人	20 %

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		1,111,919 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		87,415 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		35.7 %			
手当の種類（手当数）		22			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価	
高所作業手当	技能労務職	10m以上の高所かつ、転落防止のための柵等がない箇所での作業	千円 7	日額	10m以上：220円 20m以上：320円
汚水内作業手当	技能労務職	下水管渠内で汚水に浸かって行う作業等	千円	日額	770円
		公園内の池、水路又は堀の清掃のため汚水に浸かって行う作業等	1,213	日額	390円
荒天時船舶作業手当	技能労務職	風速10m以上の状況における船舶作業（船外活動に限る）	千円 408	日額	720円
放射線取扱手当	医療技術職	エックス線その他の放射線を照射する業務や放射線・放射性同位元素を取り扱う業務（1箇月の被ばく量が100マイクロシーベルト以上の場合のみ）	千円 140	月額	7,000円
特定医療業務手当	保健職	精神障がい者等の診察の立会の業務	千円	1回	530円
		措置入院のため精神障がい者を移送する業務	308	1回	720円
		手術の介助業務		日額	720円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価	
夜間看護手当	看護職	所定の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護業務	千円 9,969	1勤務	深夜6H以上 : 7,300円 深夜4H以上6H未満 : 3,550円 深夜2H以上4H未満 : 3,100円 深夜2H未満 : 2,150円
医師等特別手当	医師職	所定の勤務時間以外の時間における勤務に服して行う緊急を要する診療に関する業務	千円 9,038	1勤務	5H以上 : 19,500円 5H未満 : 9,750円
感染症予防救済従事者手当	保健職	感染症の汚染区域における処理作業 環境改善地区で行う結核検診に伴う業務 (直接患者に接する業務のみ)	千円 291	日額	160円
危険動物等取扱手当	技能労務職	現場における犬、負傷動物の捕獲業務	千円 648	日額	630円
		動物愛護法施行令に規定する特定動物等(危険な動物)の捕獲業務、麻酔を使わずに行う猛獣の入換作業		日額	550円
		はちの駆除		日額	280円
		犬を抑留する檻房の清掃作業(殺処分後に行う作業のみ)		日額	600円
取締折衝等業務手当	技能労務職	現場において、市が所有し、又は管理する土地等を不法に占拠する物件(野宿生活者の占有物件に限る)を撤去するために行う業務(聴聞及び勧告の業務を含む)	千円 670	日額	500円
		暴力的な行為により業務の執行を妨げる者に対して行う現場における折衝等の業務		日額	550円
と畜解体作業等業務手当	技能労務職	解体室における設備の運転・保守管理業務	千円 7,249	日額	550円
		と畜業務		1頭	豚301頭～ : 10円 牛101～200頭 : 50円 牛201～215頭 : 100円 牛216頭～ : 200円
廃棄物処理作業手当	技能労務職	廃棄物検査作業等(廃棄物に直接接触して行う作業のみ)	千円 258,249	日額	720円
		環境事業センターの廃棄物収集運搬作業		日額	830円
緊急対策業務等手当	全職員	風水害により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、大雨警報又は暴風警報の下で行う応急作業 地震、津波又は大規模な火災、爆発等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、緊急に行うその対策業務等	千円 844	日額	通常 : 720円 日没～日出 : 1,080円
潜水作業手当	技能労務職	調査又は工事のために潜水器具を着用して行う潜水作業(潜水補助作業除く)	千円 581	1時間	310円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価	
警防活動手当	消防職	大型自動車、消防艇の機関操作業務に従事したとき（緊急執行運転のみ）	千円 307,142	1回	560円
		消防車、消防救助艇の機関操作業務（緊急執行運転のみ）		1回	170円
		救急車等の機関操作業務（緊急執行運転のみ）		1回	100円
		出場して行う火災の防御、人命の救助その他の災害の防除の業務		1回	通常：500円 危険・困難：1,000円 1H以上：1Hにつき400円加算 (3H上限)
		出場して行う救急業務		1回	通常：230円 危険・困難：730円 救急救命士：360円 救急救命士で危険・困難：860円 1H以上：1Hにつき190円加算 (3H上限)
		出場して行う潜水業務（潜水器具を着用して行う潜水業務）		1回	400円
航空手当	消防職	操縦士がヘリコプターに搭乗して行う操縦業務	千円 5,873	1時間	通常：3,600円 危険：4,680円
		整備士がヘリコプターに搭乗して機内において行う整備業務等		1時間	通常：2,200円 危険：2,860円
		職員がヘリコプターに搭乗して機内において行う火災防御等の業務又は救急業務		1時間	通常：1,000円 危険：1,300円
		職員がヘリコプターに搭乗して機外において行う業務		1回	機外作業：900円加算
国際緊急援助手当	消防職	国際緊急援助活動	千円 0	日額	通常：4,000円 困難：5,000円・6,000円 ・8,000円
災害応急作業等手当	消防職	原発事故の発生に伴い、その敷地内及びその周辺の区域で行う作業	千円 0	日額	40,000円を超えない範囲内の額
死体処理手当	消防職	特定大規模災害において、死体を取り扱う作業	千円 0	日額	1,000円を超えない範囲内の額
教員特殊業務手当 (学校園)	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教育職員（ただし、校長、園長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務	千円 497,791	日額	3,750～16,000円
		修学旅行等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額	5,100円
		対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額	1,800円～3,600円
		学校の管理下において行われる部活動又は講習若しくは補習における児童又は生徒に対する指導業務		日額	900円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務		日額	900円
夜間教育等勤務手当（学校園）	夜間中学校に勤務する教育職員	夜間学級を設置する中学校に勤務する主幹教諭等が、本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事	千円 11,498	日額	1,500円
		夜間学級を設置する中学校に勤務する校長等が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事		日額	1,200円
緊急対策業務等手当（学校園）	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教育職員	教育職員及び指導主事が、暴風等その他の異常な自然現象又は大規模な火災等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合において、自己の生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下で行う緊急の対策業務等	-	日額	通常：720円 日没～日出：1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	6,747,733 千円
職員 1人あたり平均支給年額（平成30年度決算）	328,341 円
支給実績（平成29年度決算）	6,237,793 千円
職員 1人あたり平均支給年額（平成29年度決算）	303,631 円

（注）職員 1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29・30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価				国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員 1人あたり 平均支給年額 (平成30年度決算)																																	
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である職に支給	月額	医師・歯科医師	251,200円以内	同じ	-	117,600 千円	2,351,998 円																																	
扶養手当	職員と生計を一にし、かつ主としてその職員の収入により生計を維持する者（扶養親族）のある職員に対して支給	月額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">配偶者</td> <td>課長級以上</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>課長代理級以下</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">子（22歳の年度末まで）</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他 ・孫、弟妹（22歳の年度末まで） ・父母、祖父母（60歳以上） ・心身に著しい障害</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">配偶者がいない場合は、次の支給額を適用 (課長級以上) ・子の1人目のみ 10,000円 (課長代理級以下) ・子の1人目のみ 10,000円 ・子を扶養していない場合、その他の1人目のみ 9,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(加算) 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳の年度末までの子、孫又は弟妹</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	配偶者	課長級以上	6,500円	課長代理級以下	9,000円	子（22歳の年度末まで）			9,000円	その他 ・孫、弟妹（22歳の年度末まで） ・父母、祖父母（60歳以上） ・心身に著しい障害			6,500円	配偶者がいない場合は、次の支給額を適用 (課長級以上) ・子の1人目のみ 10,000円 (課長代理級以下) ・子の1人目のみ 10,000円 ・子を扶養していない場合、その他の1人目のみ 9,000円					(加算) 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳の年度末までの子、孫又は弟妹				6,000円		異なる	単価	3,832,601 千円	237,063 円										
配偶者	課長級以上	6,500円																																							
	課長代理級以下	9,000円																																							
子（22歳の年度末まで）			9,000円																																						
その他 ・孫、弟妹（22歳の年度末まで） ・父母、祖父母（60歳以上） ・心身に著しい障害			6,500円																																						
配偶者がいない場合は、次の支給額を適用 (課長級以上) ・子の1人目のみ 10,000円 (課長代理級以下) ・子の1人目のみ 10,000円 ・子を扶養していない場合、その他の1人目のみ 9,000円																																									
(加算) 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳の年度末までの子、孫又は弟妹				6,000円																																					
住居手当	職員の住居費の一部を補うため支給	月額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">自ら居住するため住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家賃額</td> <td>手当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000円～11,500円</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11,500円～21,500円</td> <td>1,500円～11,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21,500円～54,500円</td> <td>11,500円～28,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>54,500円～</td> <td>28,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21,500円～59,500円</td> <td>11,500円～30,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>59,500円～</td> <td>30,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員</td> <td>上記の額の1/2</td> </tr> </table>	自ら居住するため住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員			家賃額	手当額		10,000円～11,500円	1,500円		11,500円～21,500円	1,500円～11,500円		市外			21,500円～54,500円	11,500円～28,000円		54,500円～	28,000円		市内			21,500円～59,500円	11,500円～30,500円		59,500円～	30,500円		単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員		上記の額の1/2		異なる	単価	2,786,857 千円	309,616 円
自ら居住するため住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員																																									
家賃額	手当額																																								
10,000円～11,500円	1,500円																																								
11,500円～21,500円	1,500円～11,500円																																								
市外																																									
21,500円～54,500円	11,500円～28,000円																																								
54,500円～	28,000円																																								
市内																																									
21,500円～59,500円	11,500円～30,500円																																								
59,500円～	30,500円																																								
単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員		上記の額の1/2																																							

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)	
通勤手当	職員の通勤費に対して支給	<p>通勤のため交通機関又は有料の道路を利用して、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員</p>	<p>支給単位期間（定期券を発行している交通機関等は6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。定期券を発行していない交通機関等は1箇月。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額</p>	同じ	-	4,698,428 千円	137,281 円
		<p>通勤のため、自転車その他交通用具を使用することを常例とする職員</p>	<p>支給単位期間（1箇月）につき、使用距離区分に応じた額</p>	異なる	単価		
		<p>片道 2 km未満</p>	<p>0円 身体障害のため歩行が困難な職員 2,000円</p>				
		<p>2 km以上 5 km未満</p>	<p>2,000円</p>				
		<p>5 km以上 10 km未満</p>	<p>4,200円</p>				
		<p>10 km以上 15 km未満</p>	<p>7,100円</p>				
		<p>15 km以上 20 km未満</p>	<p>10,000円</p>				
		<p>20 km以上 25 km未満</p>	<p>12,900円</p>				
		<p>25 km以上 30 km未満</p>	<p>15,800円</p>				
		<p>30 km以上 35 km未満</p>	<p>18,700円</p>				
		<p>35 km以上 40 km未満</p>	<p>21,600円</p>				
		<p>40 km以上 45 km未満</p>	<p>24,400円</p>				
		<p>45 km以上 50 km未満</p>	<p>26,200円</p>				
		<p>50 km以上 55 km未満</p>	<p>28,000円</p>				
		<p>55 km以上 60 km未満</p>	<p>29,800円</p>				
<p>60 km以上</p>	<p>31,600円</p>						
<p>（加算）身体障がいのため歩行することが著しく困難な職員に対する特例</p>	<p>2,700円</p>						
<p>との1月あたりの合計額が55,000円を超える場合は、1月につき55,000円</p>		同じ	-				

手当名	内容及び支給単価			国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)					
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活しているものに支給	月額	定額 30,000円	同じ	-	18,282 千円	285,656 円					
			(加算)職員の住居と配偶者の住居との距離が100km以上ある場合					距離区分に応じた額				
			100km以上300km未満					8,000円				
			300km以上500km未満					16,000円				
			500km以上700km未満					24,000円				
			700km以上900km未満					32,000円				
			900km以上1,100km未満					40,000円				
			1,100km以上 1,300km未満					46,000円				
			1,300km以上 1,500km未満					52,000円				
			1,500km以上 2,000km未満					58,000円				
			2,000km以上 2,500km未満					64,000円				
			2,500km以上					70,000円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給	月額	一般 再任用	異なる	単価	1,879,617 千円	877,915 円					
			局長等 (特に重要)					133,000円 (140,000円) 99,750円 (105,000円)				
			局長等 (上記以外)					128,250円 (135,000円) 95,950円 (101,000円)				
			理事等					116,850円 (123,000円) 87,400円 (92,000円)				
			部長等					104,500円 (110,000円) 78,850円 (83,000円)				
			担当部長等					85,500円 (90,000円) 63,650円 (67,000円)				
			課長等 (特に重要) 校長 (大規模・困難校)					81,000円 58,000円				
			課長等 (上記以外) 校長 (上記以外)					75,000円 55,000円				
			課長等 (一部の事業所に限る) 准校長・園長					65,000円 48,000円				
			副課長等 (消防局に限る) 副校長・教頭					63,000円 46,000円				
			支給単価の()内は減額措置前の金額です。 短時間勤務職員については、勤務時間に応じて支給されます。									

手当名	内容及び支給単価				国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)	
産業教育手当 (学校園)	高等学校の工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	月額	21,000円 (定時制教育手当を受ける者は13,000円)				61,656 千円	232,664 円	
定時制教育手当(学校園)	定時制の課程を置く高等学校の教育職員に支給	日額	1,500円 (校長又は本務として定時制の課程に関する校務を整理する教頭は1,200円)				46,872 千円	342,131 円	
義務教育等教員特別手当(学校園)	義務教育諸学校、高等学校、幼稚園等に勤務する教育職員に支給	月額	小・中学校、高等学校	2,000円～8,000円			739,736 千円	55,056 円	
			幼稚園	1,000円～3,750円					
夜間勤務手当	所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給	1時間	勤務1時間当たりの給与額 ×25/100		同じ	-	247,545 千円	29,703 円	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給	1回	医師	23,500円	異なる	単価	30,618 千円	64,594 円	
			その他	5,800円～7,700円					
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、以下の区分の勤務を行った際に支給 1. 休日に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合 2. 勤務日に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により午前0時から午前5時までの間にあって所定の勤務時間以外に勤務した場合	1回	公募区長	休日	12,000円	異なる	単価	33,705 千円	40,560 円
				局長級	休日				
			勤務日深夜		6,000円				
			部長級		休日				
				勤務日深夜	5,000円				
			課長級	休日	8,500円				
				勤務日深夜	4,300円				
			課長代理級(消防局並びに教育委員会所管の学校に勤務する副校長及び教頭に限る。)	休日	7,000円				
				勤務日深夜	3,500円				
			休日に6時間を超えて勤務した場合は上記の額に100分の150を乗じて得た額						

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	(1,669,000 円)	(参考) 政令指定都市における最高 / 最低額 1,669,000 円 / 500,000 円
	副市長	942,560 円 (1,096,000 円)	1,285,000 円 / 792,000 円
	教育長	816,300 円 (907,000 円)	/
	常勤監査委員（代表）	750,600 円 (834,000 円)	/
	特別職の秘書	347,805 円 (393,000 円)	/
報酬	議長	950,000 円 (1,080,000 円)	1,179,000 円 / 779,000 円
	副議長	844,000 円 (960,000 円)	1,061,000 円 / 703,000 円
	議員	774,000 円 (880,000 円)	960,000 円 / 648,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長 常勤監査委員（代表） 特別職の秘書	（平成30年度支給割合） 4.10 月分	
	議長 副議長 議員	（平成30年度支給割合） 3.95 月分	
退職手当	副市長	（算定方式） 109.6万円 × 在職月数 × 0.38 × (1-0.5)	（1期の手当額） 1,000 万円 （支給時期） 任期毎
	教育長	90.7万円 × 在職月数 × 0.2 × (1-0.5)	327 万円 任期毎
	常勤監査委員（代表）	83.4万円 × 在職月数 × 0.186 × (1-0.5)	372 万円 任期毎
	特別職の秘書	39.3万円 × 在職月数 × 0.102 × (1-0.05)	46 万円 退職時
備考		市長、副市長、教育長、常勤監査委員（代表）および特別職の秘書の期末手当の基礎となる給料月額については、減額措置後の給料月額としています。	

市長については、平成31年4月1日現在不在です。

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、1期（4年 = 48月、教育長は3年 = 36月、特別職の秘書は1年 = 12月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

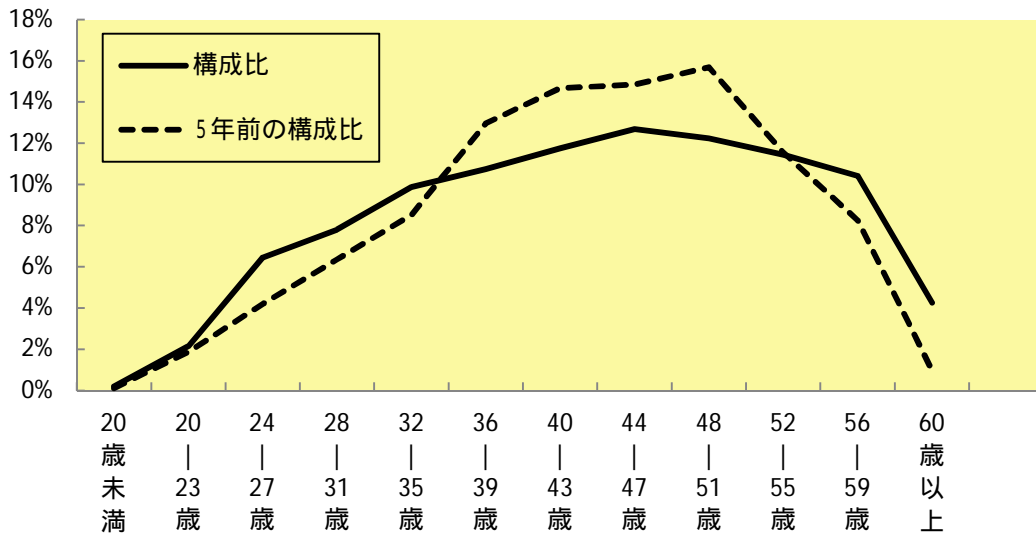
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成30年	平成31年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	36	35	1	全国市議会議長会事務局への派遣引き上げによる減
		総務	2,924	2,901	23	博物館施設の独立行政法人化による減
		税務	983	974	9	業務の効率化に伴う減
		労働	7	6	1	業務の効率化に伴う減
		農水	0	0	0	
		商工	217	227	10	プレミアム付商品券事業に係る体制強化による増
		土木	2,731	2,708	23	業務の効率化に伴う減
		民生	4,141	4,104	37	保育所民間委託等に伴う減
		衛生	3,725	3,677	48	業務の効率化に伴う減
		計	14,764	14,632	132	<参考> 人口1万当たり職員数 53.90人 〔政令指定都市の 人口1万当たりの職員数 45.04人〕
		教育部門	13,699	13,855	156	学級数の増による増
	消防部門	3,512	3,497	15		
	小計	31,975	31,984	9	<参考> 人口1万当たり職員数 117.83人 〔政令指定都市の 人口1万当たりの職員数 107.36人〕	
公営企業等会計	水道	1,355	1,315	40	業務の効率化に伴う減	
	交通	0	0	0		
	下水道	392	390	2	業務の効率化に伴う減	
	その他	911	902	9	事務の効率化に伴う減	
	小計	2,658	2,607	51	<参考> 人口1万当たり職員数 9.60人	
合計		34,633 〔36,985〕	34,591 〔36,935〕	42 〔50〕	<参考> 人口1万当たり職員数 127.43人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人 68	人 744	人 2,233	人 2,699	人 3,414	人 3,716	人 4,067	人 4,389	人 4,230	人 3,955	人 3,604	人 1,472	人 34,591

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		15,744	15,097	14,823	14,705	14,764	14,632	1,112 (7.1%)
教育		4,062	4,025	3,906	14,989	13,699	13,855	9,793 (241.1%)
消防		3,477	3,472	3,487	3,476	3,512	3,497	20 (0.6%)
普通会計計		23,283	22,594	22,216	33,170	31,975	31,984	8,701 (37.4%)
公営企業等会計計		11,829	9,589	9,389	8,495	2,658	2,607	9,222 (78.0%)
総合計		35,112	32,183	31,605	41,665	34,633	34,591	521 (1.5%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業（工業用水道事業を含む）

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B / A %	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
平成30年度	50,937,525	23,768,283	11,202,255	22.0	22.8

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 B / A 千円	(参考)政令 指定都市 平均 一人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	
平成30年度	1,345 (34)	4,902,035	1,775,566	2,299,351	8,976,952	6,674	水道事業 6,775 工業用 水道事業 6,872

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。
 3 () は再任用短時間職員で外数とします。

イ 給料等の減額措置について

市長部局に準ずる。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大阪市水道局	46.8 歳	370,675 円	557,234 円
政令指定都市平均	水道事業	45.3 歳	368,076 円
	工業用水道事業	47.5 歳	379,977 円
			571,058 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大阪市水道局	政令指定都市（水道事業・工業用水道事業）平均 （支給割合・加算措置は国）
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,688 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 水道事業 1,687 千円 工業用水道事業 1,731 千円
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 75,000～140,000円	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。
市長部局に準ずる。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

大阪市水道局	政令指定都市（水道事業）平均 （支給率・加算措置は国）
（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 44.7795 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置等 （2%～20%加算） 支給実績（平成30年度決算） 746,108 千円 1人当たり平均支給額 15,875 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算） 1人当たり平均支給額 水道事業 18,236 千円 工業用水道事業 2,121 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。
市長部局に準ずる。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		838,468 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		596,774 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 一般行政職の制度（支給率）
大阪市内他	16 %	1,405 人 16 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			911 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			4,624 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）			14.3 %		
手当の種類（手当数）			4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価	
危険作業手当	企業職員	10m以上の高所かつ、転落防止のための柵等がない箇所での作業	千円 0	日額	10m以上：220円 20m以上：320円
		高圧電気及び酸欠の危険性がある場所での作業	千円 693	日額	220円
排泥等作業手当	企業職員	臭気を伴う汚泥等（汚物を含む）に直接接触して行う作業	千円 189	日額	550円
折衝等業務手当	企業職員	現場において、水道局が所有し、又は管理する土地等を不法に占拠する物件（野宿生活で占有される物件に限る）を撤去するために行う業務（聴聞及び勧告の業務を含む）	千円 0	日額	500円
		暴力的な行為により業務の執行を妨げる者に対して行う現場における折衝等の業務	千円 0	日額	550円
緊急対策業務等 手当	企業職員	水道施設の事故等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、大雨警報又は暴風警報の下で行う応急作業等	千円 29	日額	通常：720円 日没～日出：1,080円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	317,526 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	232,279 円
支給実績（平成29年度決算）	352,905 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	245,414 円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29・30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当（平成31年4月1日）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	市長部局に準ずる	同じ	-	223,914 千円	251,025 円
住居手当	市長部局に準ずる	同じ	-	81,647 千円	316,461 円
通勤手当	市長部局に準ずる	同じ	-	230,346 千円	172,803 円
単身赴任手当	市長部局に準ずる	同じ	-	1,752 千円	876,000 円
管理職手当	市長部局に準ずる	同じ	-	46,300 千円	944,898 円
宿日直手当	市長部局に準ずる	同じ	-	0 千円	0 円
初任給調整手当	市長部局に準ずる	同じ	-	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	市長部局に準ずる	同じ	-	153 千円	25,500 円
深夜手当	市長部局の夜間勤務手当と同じ	同じ	一般行政職の制度の夜間勤務手当と同じ	51,953 千円	88,506 円